

米国産牛肉の混載事例についての対応状況

1 . 牛ばら肉の混載事例についての対応

- (1) 食肉処理施設：タイソン社 レキシントン工場
- (2) 数重量：2箱、約43キロ(貨物全体：473箱、約9トン)
- (3) 公表日：2007年2月16日
- (4) 当初の対応：
 - 特定危険部位が含まれていないが、日本向けでないものである
 - 米国農務省発行の衛生証明書に記載されていないこと等から、当該施設からの輸入手続を保留。
- (5) その後の対応：
 - 3月21日、米国政府より調査報告書の提出
 - 混載品は、20か月齢以下と確認できる牛由来でなかったこと、原因は施設の従業員によるエラーであったこと等の報告を受け、当該施設からの輸入手続を停止（米国側には、当該施設の対日輸出認定リストからの除外等を要請）

2 . 牛タンの混載事例についての対応

- (1) 食肉処理施設：カーギル社 ドッジシティー工場
- (2) 数重量：4箱、約24キロ(貨物全体：250箱、約2トン)
- (3) 公表日：2007年4月6日
- (4) 当初の対応：
 - 特定危険部位が含まれていないが、日本向けでないものである
 - 米国農務省発行の衛生証明書に記載されていないこと等から、当該施設からの輸入手続を保留するとともに、米国政府に詳細な調査結果の報告書を要請。
- (5) その後の対応：
 - 米国からの調査結果を踏まえて適切に対応。